

議案第79号

岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市公共用物の管理に関する条例（平成24年岩倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市」を「岩倉市（以下「市」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用物 水路及び道路をいう。
- (2) 水路 河川法（昭和39年法律第167号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の適用又は準用を受けない河川、水路、溝渠<sup>きよ</sup>、調整池等であって、市が管理するものをいう。
- (3) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市道に認定された道路以外の道路であって、市が管理するものをいう。

第3条中「公共用物において」を「、公共用物に関し」に改め、同条第1号中「及び公共用物」を「、公共用物」に、「損壊する」を「損傷し、又は汚損する」に改め、同条第2号中「じん芥」を「じんかい」に改め、同条第3号中「及ぼす」を「及ぼすおそれのある行為をする」に改める。

第4条第1項第2号中「前号」を「前号に掲げるもの」に改める。

第6条中「使用の」を「第4条の」に改める。

第9条第2項中「翌会計年度以降に」を「2会計年度以上に」に、「翌会計年度以降の使用料は、当該会計年度分」を「初年度分については第4条の許可を受けたときに月割の計算により納付し、翌年度以降については当該年度分の使用料」に改める。

第10条中「徴収した」を「納付された」に改め、同条ただし書中「その条件」を「第5条の規定により許可に付した条件（以下「許可の条件」という。）」に、「許可を受けた者が使用できなくなった」を「使用者が公共用物を使用することができなくなった」に改める。

第12条中「そのこと」を「その旨」に改める。

第15条中「そのこと」を「その旨」に改め、同条第1号中「許可」を「次条の規定による許可」に改め、同条第2号中「許可」を「第4条の許

可」に改め、同条第3号中「使用」を「第4条の許可を受けた公共用物の使用」に改める。

第16条中「その条件」を「許可の条件」に改める。

第19条中「5万円」を「50,000円」に改める。

別表備考1中「1メートル又は」を「、1メートル又は」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の岩倉市公共用物の管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定による旧条例第2条に規定する公共用物の使用の許可については、なお従前の例による。